限定承認公告

本籍東京都新宿区高田馬場四丁目八六四番地、最後の住所東京都新宿区高田馬場四丁目二九番三三号　被相続人　亡　中澤　慶夫

右被相続人は平成二十四年九月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月四日

さいたま市浦和区木崎二丁目九番一一号

相続財産管理人　中澤　敏浩

東京都千代田区二番町一一番地一〇麹町山王マンション七〇六号室　弁護士法人中村綜合法律事務所

右代理人　弁護士法人中村綜合法律事務所

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市今津巽町八二番地、最後の住所大阪市北区西天満五丁目一一番九―四〇六号　被相続人　亡　簾谷　恒夫

右被相続人は平成二十四年六月七日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月四日

兵庫県西宮市今津巽町三番一九号

相続財産管理人　簾谷　信夫

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十四年九月十九日開催の通常総会において、出資一口金五万円を金一万円に減少決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。以上中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十四年十二月四日

東京都西多摩郡日の出町大久野七〇番地一

協同組合東京・秋人の連

代表理事　稲木　清貴

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十二頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

岩槻ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億四千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十三頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

基山ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億一千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十四頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

三郷2ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年八月六日付官報の号外第一六九号五十七頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

春日部ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億三千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十二頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

昭島ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億四千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十四頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

杉戸2ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億五千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十二頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

コスモス特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十三頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

アゼリア特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十三頁に掲載されています。

平成二十四年十二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

越谷2ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億五千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年五月十八日付官報の号外第一〇九号四十二頁に掲載されています。